

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
計 (a)	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	請負等	請負定額部分	1,209,139	1,201,172	1,205,800
		成果報酬等	0	0	0
		旅費その他	0	0	0
		1,209,139	1,201,172	1,205,800	
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a) + (b)			1,209,139	1,201,172	1,205,800
(注記事項)					
<input type="checkbox"/> 当該「別紙8 従来の実施状況に関する情報の開示」に掲げる内容については、「経済産業省庁舎の管理・運營業務（令和2～4年度事業）」として、以下に挙げる業務を一括し、民間競争入札により契約を行った内容である。*令和5年度は単年度事業になる。 ①建築・建築設備管理業務（構内植栽管理業務含む）、②清掃業務、③鉢植木賃貸借、④警備保安業務、⑤電話交換取扱業務、⑥総括管理業務。					
<input type="checkbox"/> 「経済産業省庁舎の管理・運營業務（令和2～4年度事業）」の契約金額は、36億1611万2170円（税込み）である。*令和5年度は単年度事業になる。					
<input type="checkbox"/> 当経済産業省庁舎では、年間を通じて各種改修工事の実施、入居者の転入出、執務室の再配置等が行われており、これらの進捗状況等により仕様書の変更を行うことがある。					
<input type="checkbox"/> 令和5年度の事業においても、その対象となる機械設備や数量の変更、植栽・清掃の対象範囲、警備・電話交換の従事者の配置など、各業務に必要な見直しを行うことが想定され、基本的な業務内容は変わらないものの、業務総量としては令和2～4年度事業とは異なっていることに注意のこと。					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

※ 契約対象業務全てを一括して外部委託（民間事業者）により実施している。

《業務従事者に求められる知識・経験等》

ー 従来（現行事業の令和4年度現在）における、業務従事者に求められている知識・経験等は以下の通り。

1. 建築・建築設備管理業務

（設備運転監視・保守点検）

- **業務責任者**：設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者

(1) 資格（①及び②の資格を満たすこと）

- ①建築物環境衛生管理技術者
- ②エネルギー管理員もしくはエネルギー管理士

(2) 実務経験

建築物の維持管理業務の実務経験が10年以上

- **業務副責任者（機械）**：機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者

(1) 資格（①及び②の資格を満たすこと）

- ①2級（以上）ボイラー技士
- ②エネルギー管理員もしくはエネルギー管理士

(2) 実務経験（①又は②いずれかの経験を満たすこと）

- ①建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が5年以上
- ②第一種圧力容器の運転管理の実務経験が5年以上

- **業務副責任者（電気）**：電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者

(1) 資格（①及び②の資格を満たすこと）

- ①第一種電気工事士
- ②エネルギー管理員もしくはエネルギー管理士

(2) 実務経験（①又は②いずれかの経験を満たすこと）

- ①建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が5年以上
- ②発電容量1,000kVA以上の自家用発電設備の運転管理の実務経験が5年以上

- **電気主任技術者**：電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者

(1) 資格（①から③のすべての資格を満たすこと）

- ①第三種（以上）電気主任技術者
- ②第一種電気工事士
- ③エネルギー管理員もしくはエネルギー管理士

(2) 実務経験

特高受変電設備の運転管理の実務経験が5年以上

- **冷凍保安責任者**：遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力および指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格
高圧ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械）
 - (2) 実務経験（①及び②の経験を満たすこと）
 - ①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上
 - ②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上

- **冷凍保安責任者の代理者**：遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力および指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格
高圧ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械）
 - (2) 実務経験（①及び②の経験を満たすこと）
 - ①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上
 - ②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上

- **エネルギー管理責任者**：エネルギー管理について、高度な技術力を有し、省エネルギー計画、CO₂削減計画を作成できる総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格
エネルギー管理士
 - (2) 実務経験
オフィスビルのエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験が3年以上

- **技術員（機械）**：機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格（すべての物が①を満たし、内いずれかの者が②を満たすこと）
 - ①二級（以上）ボイラー技士
 - ②危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）
 - (2) 実務経験
建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が3年以上

- **技術員（電気）**：電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格（すべての者が①を満たし、内いずれかの者が②を満たすこと）
 - ①第二種（以上）電気工事士
 - ②危険物取扱者（甲種または乙種第4類）
 - (2) 実務経験
建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が3年以上

- **作業員**：設備の運転・監視及び保守点検業務について、初歩的な技術力を有し、以下の実務経験を有する者
 - (1) 実務経験
建築物の設備の維持管理業務の実務経験が1年以上

(搬送設備<フルメンテナンス>)

- **業務責任者(搬送設備)**：昇降機設備の点検業務について、高度な技術力、判断力及び、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者
 - (1) 資格
 - 昇降機等検査員
 - (2) 実務経験
 - 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上
- **担当者(搬送設備)**：昇降機設備の点検業務に、以下の実務経験を有する者
 - (1) 実務経験
 - 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上

(消防用設備等点検・保守業務)

- **業務責任者**：消防設備の点検業務について、高度な技術力、判断力及び、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者
 - (1) 資格(①又は②いずれかの資格を満たすこと)
 - ①消防設備点検資格者(第1種又は第2種)
 - ②消防設備士(甲種又は乙種)
- **担当者**：消防設備の点検時に、以下の資格を有する者を、点検項目に応じて、法令に従い配置すること
 - (1) 資格(点検項目に応じて、法令に従い配置すること)
 - ①消防設備士免許取得者
 - ②消防設備点検資格者
 - ③消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資格を有する者
 - ④電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
 - ⑤第1種火災報知システム専門技術者

(構内交換設備等点検・保守業務)

- **業務責任者**：構内交換機設備の点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格および実務経験を有する者
 - (1) 資格
 - 電気通信事業法工事担任者認定規則に基づくA I第1種、D D第1種又はA I・D D総合種
 - (2) 実務経験
 - 構内交換電話、有線電気通信設備等の保守又は工事の実務経験が10年以上
- **一般技術者**：構内交換機設備の点検業務について、以下の実務経験を有する者
 - (1) 実務経験
 - 構内交換電話、有線電気通信設備等の保守又は工事の実務経験5年以上

(特殊建築物等点検業務)

- **業務責任者(建築物)**：特殊建築物等の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者
 - (1) 資格
 - 一級建築士もしくは二級建築士又は特殊建築物等調査員

- **副責任者（昇降機以外の建築設備）**：建築設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者
 - (1) 資格
 - 一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員
- **副責任者（防火設備）**：防火設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、下記の資格を有する者
 - (1) 資格
 - 一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員
- **副責任者（昇降機）**：昇降機の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者
 - (1) 資格
 - 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員
- **担当者**：特殊建築物等の点検業務について、以下の実務経験を有する者
 - (1) 実務経験
 - 特殊建築物等の定期点検業務又は建築・建築設備に係る設計、工事監理、工事監督の実務経験3年以上

(各種水槽等清掃業務)

- **業務責任者**：厚生労働大臣の指定する貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者

(ねずみ等調査及び防除業務)

- **業務責任者**：建築物衛生法施行規則第29条第1項3号に定める者

(空気環境測定業務)

- **業務責任者**：建築物衛生法施行規則第26条第1項2号に定める者

(水質検査業務)

- **業務責任者**：建築物衛生法施行規則第27条第1項3号に定める者

(ばい煙測定業務)

- **業務責任者**：ばい煙測定時に、以下の資格を有する者
 - (1) 資格
 - 経済産業省令に定める環境計量士

(第一種特定製品の定期点検〈熱源機器等点検・保守業務〉)

- **業務責任者**：フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有し、以下の①または②のいずれかの資格等を有する者
 - (1) 資格
 - ①第一種冷媒フロン類取扱技術者
 - ②以下のイからホいずれかの資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者
 - イ 冷凍空調技士
 - ロ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
 - ハ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
 - ニ 冷凍空気調和機器施工技能士

ホ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

- **担当者**：第一種特定製品の点検時に、以下の実務経験を有する者

- (1) 実務経験

- フロン類及び第一種特定製品の専門点検の経験を有している

(構内植栽管理業務)

- **業務責任者**：植栽管理の方法について十分な知見を有し、以下の資格を有する者

- (1) 資格(①又は②いずれかの資格を満たすこと)

- ①一級造園施工管理技士

- ②一級造園技能士

2. 清掃業務

(実施者等)

- 実施者のうち、ビルクリーニング技能士の資格を持つ者を2名以上常駐させること
- 実施者の中から延べ床面積が3万平方メートル以上の建物において建物の清掃業務を指揮した経験1年以上を有する1名以上の実施責任者を定めること
- 実施者の中から建物清掃の実務経験3年以上を有する2名以上の実施副責任者を定め、本館・別館各1名以上配置し実施責任者を補佐すること

(窓ガラス清掃)

- 2m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し、修了書を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了者とする
- ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする

3. 鉢植木賃貸

- 一級園芸装飾技能士が1名以上をもって行うこと

4. 警備保安業務

- **警備責任者**：業務実施者は、以下の資格及び実務経験を有する者

- (1) 資格(①から④のすべての資格を取得した者であること)

- ①警備員指導教育責任者資格者証

- ②自衛消防業務講習修了証

- ③防災センター要員講習修了証

- ④不当要求防止責任者講習修了書

- (2) 実務経験

- 監督者としての経験5年以上

- **警備副責任者**：業務実施者は、以下の資格及び実務経験を有する者

- (1) 資格(①から④のすべての資格を取得した者であること)

- ①施設警備業務検定(1級又は2級)合格証明書

- ②自衛消防業務講習修了証

- ③防災センター要員講習修了証

- ④不当要求防止責任者講習修了書

- (2) 実務経験

- 監督者としての経験3年以上

○ **警備士**：業務実施者は、以下の資格及び実務経験を有する者

(1) 資格

警備業法施行規則第38条に規定する教育を受けた者

(2) 実務経験

常時2分の1以上は、警備士としての経験3ヶ月以上

○ **防災センター要員**：業務実施者は、以下の資格を有する者

(1) 資格

防災センター要員講習修了証を取得した者であること

○ **自衛消防活動要員**：業務実施者は、以下の資格を有する者

(1) 資格

自衛消防業務講習修了証を取得した者であること

○ **防火管理技能者**：業務実施者は、以下の資格を有する者

(1) 資格

防火管理技能講習修了証書の交付を受けた者

5. 電話交換取扱業務

○ **実施責任者**：業務実施者は、以下の実務経験を有する者

(1) 実務経験

内線回線数500回線程度を有する事業所で1年以上電話交換取扱業務指揮経験を有すること

○ **実施副責任者**：業務実施者は、以下の実務経験を有する者

(1) 実務経験

内線回線数500回線程度を有する事業所で1年以上電話交換取扱業務指揮経験を有すること

○ **実施者**：1名以上は英語による電話応対が支障なくできる者を従事させること

6. 総括管理業務

○ 総括管理業務実施者は、上記1～5までの各業務と兼務することができる

○ 総括管理業務実施者のうち、1名を総括管理責任者、もう1名を総括管理業務副責任者と選任すること

○ 各業務実施事業者に必要な指示等を行い、庁舎管理・運営業務の取りまとめ役を担うこと

《業務の繁閑の状況とその対応》

・ 年間を通じて業務の繁閑は無い

・ 平日には1日平均で約6千人（職員約4千人、来訪者約2千人）が利用する

・ 休日は1日平均で約4百人（職員約3百人、工事業者1百人）が出勤・来省している

（休日は基本的に職員は休みであるが、随時出勤している。また、通年で各種の改修工事等が実施されている。）

（注記事項）

3 従来の実施に要した施設及び設備

業務名称	場所	経済産業省が準備する備品等
建築・建築設備管理業務	本館B3階 中央監視盤室	事務用机(9卓)、事務用イス(15脚)、脇机(9台)、液晶テレビ(1台)、電話機(4台)、冷蔵庫(2台)、パソコン(2台)、プリンタ(1台)
	別館B2階 監視制御室	事務用机(5卓)、事務用イス(7脚)、脇机(6台)、電話機(5台)、冷蔵庫(2台)、パソコン(2台)、プリンタ(1台)
	別館848 保守業務員控室(電話機械室)	事務用机(8卓)、事務用イス(8脚)、パソコン(2)、ロッカー(10台)、スチール棚(24台)、複合機(1台)、液晶テレビ(1台)、テレビ測定器(1台)、PHSアンテナ測定器(1台)
清掃業務	本館4・5階中コア 清掃用具室	スチール棚(5台)、書庫大(2台)、折り畳みテーブル(2卓)、脇机(1卓)
	本館B1F倉庫(B)	事務机(1卓)、事務イス(1脚)、スチール棚(1台)
	別館B24-1 清掃用具室	ロッカー3人用(9台)、ロッカー1人用(1台)、ロッカー2人用(2台)、棚(1台)、電話機(1台)、傘立て(1台)、清掃用具大入れ(2台)、清掃用具入れ小(1台)、衝立(2架)
	別館B28 清掃作業員室	ロッカー3人用(9台)、ロッカー1人用(1台)、棚(4台)、事務机(5卓)、事務イス(8脚)、脇机(1卓)、ワゴン(1台)、傘立て(1台)、折り畳みテーブル(4卓)、折り畳みイス(27脚)、引き出し(2台)、書庫大(1台)、書庫小(2台)、座卓(2卓)、冷蔵庫(3台)、扇風機(6台)、応接セット(1組)、電動プロワー(1台)、電子レンジ(1台)、コピー機(1台)、パイプハンガー大(1台)
	別館B-43-1 共用倉庫	ロッカー2人用(4台)、折り畳みテーブル(3卓)、清掃用具入れ小(1台)
	本館各階ゴミ処理室	清掃用具入れ(18台)、ゴミ箱瓶用(18缶)、ゴミ箱缶用(18缶)、ゴミ箱大(108缶)、古紙用リサイクルボックス(33台)、キャスター付きポリ缶大(3缶)、棚小(6台)、ゴミ運搬用コレクター大(6台)、ゴミ運搬用コレクター小(2台)
	別館各階ゴミ処理室	ゴミ箱瓶用(12缶)、ゴミ箱缶用(12缶)、ゴミ箱大(72缶)、清掃用具入れ大(4台)
	本館B2Fゴミ集積所	金網台車大(20台)、台車特大(1台)、台車大(2台)、脇机(1卓)、事務イス(4脚)、キャスター付きポリ缶大(7缶)、パソコン(1台)、ゴミ計量器(1台)、折り畳みテーブル(3卓)、ホワイトボード(1枚)、衝立(2架)、ワゴン(1台)、ゴミ箱小(3缶)、折り畳みイス(2脚)、ロッカー1人用(2台)、スチール棚(1台)、書庫大(1台)、書庫小(5台)、引き出し(2台)

警備保安業務	本館1階 防災センター	雑棚(1台)、袖机(5卓)、長机(1卓)、机(4卓)、ノートPC(3台)、プリンター台(1台)、ロッカー(4台) 【待機室内】 応接テーブル(1台)、ソファー(2組)、テレビ(1台)、冷蔵庫(2台)、多目的棚(1台)、椅子(4)
	本館1階 受付	椅子(3脚)、袖机(2卓)、ノートPC(2台)
	本館1階 正面玄関側セキュリティゲート	袖机(1卓)
	本館B1階 宿直室	ロッカー(11台)、電気ストーブ(1台)、下駄箱(2台)、椅子(1脚)、パイプ椅子(2脚)
	別館1階 警備室	書類棚(4台)、棚(1台)、棚(ガラス戸)(1台)、パイプ椅子(1脚)、脚立(1台)、台車(2台)、ノートPC(1台) 【会議室側】 平机(3卓)、袖机(3卓)、椅子(3脚)、ホワイトボード(2台)、プリンターラック(1台)、PCデスク(1台)
	別館1階 待合室	机(1卓)、椅子(6脚)、冷蔵庫(1台)、ロッカー(1台)、食器棚(1台)
	別館B1 受付	椅子(3脚)、袖机(3卓)、ノートPC(3台)
	別館B40 受付控室	机(4卓)、椅子9脚)、パーテーション(1台)
	別館B13 更衣室	ロッカー(6台)、パーテーション(1台)、ガラステーブル(1卓)、机(1卓)、椅子(1脚)、パイプ椅子(1脚)
	別館B38 更衣室	ロッカー(19台)、傘立て(2台)
別館1階 中庭側セキュリティゲート	袖机(1卓)	
電話交換取扱業務	別館1033 電話交換室	【電話交換取扱業務スペース】 電話交換中継台・電話交換CX据置型・椅子(6脚)、プレスト(11台)、プレスト掛け(1台)、通話録音機(2台)、パソコン(6台)、複合機(1台)、事務机・椅子(3台脚)、脇机(3台)、固定電話機(2台)、鋼製書庫(1台)、鋼製書庫(中背)(1台)、カラーボックス(3段)(1台)、PCデスク(1台)、電動シユレッター(小型)(1台)、ペーパーカッター(1台) 【待機等スペース】 事務机・椅子(1台脚)、固定電話(1台)、食器棚(1台)、冷蔵庫(1台)、長机(1台)、テーブル(1台)、長ソファー(2台)、1人ソファー(2台)、折りたたみイス(1脚)、衣装ロッカー3人用(3台)、衣装ロッカー1人用(1台)、鉄製ボックス(1台)、TV(1台)、掃除機(1台)、脇机(1台)、カラーボックス(5段)(1台)、下足棚

(注記事項)

- ①仕様書において別段の定めがあるものを除き、上記の備品等を無償で貸与する。
- ②仕様書において別段の定めがあるもの及び上記以外で委託業務を行うにあたり必要な備品等は、民間事業者にて用意する。

4 従来の実施における目的の達成の程度

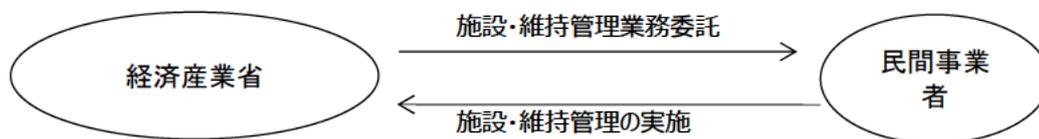
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績 (8月時点)
【業務継続の確保（平常時）】 管理・運營業務の不備に起因する施設内における人身事故及び物損事故並びに停電等による業務停止が発生しないこと。	0回	0回	0回	0回	0回	0回
【業務継続の確保（緊急時）】 a. 庁舎が被災した場合 大地震・火災等の緊急事態が発生し、経済産業省がその業務の一部又は全部を停止した場合において、経済産業省が機能を復旧する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと。	0回	0回	0回	0回	0回	0回
b. 庁舎が被災していない場合 大地震・原子力発電所における事故等の緊急事態が発生し、広範な地域において機能を停止した場合（経済産業省が被災していない場合に限る。）において、本業務の不備に起因した通信機器等の不具合がないこと。	0回	0回	0回	0回	0回	0回
【安全の確保】 管理・運營業務の不備に起因した経済産業省庁舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。	0回	0回	0回	0回	0回	0回
【不具合等への速やかな対応】 庁舎の利用者から庁舎設備等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。	適	適	適	適	適	適

（注記事項）

- ・「経済産業省庁舎の管理・運營業務」は令和2年度から令和4年度の3ヶ年事業として実施中。令和4年度は事業継続中であり、実績は8月時点における数値である。

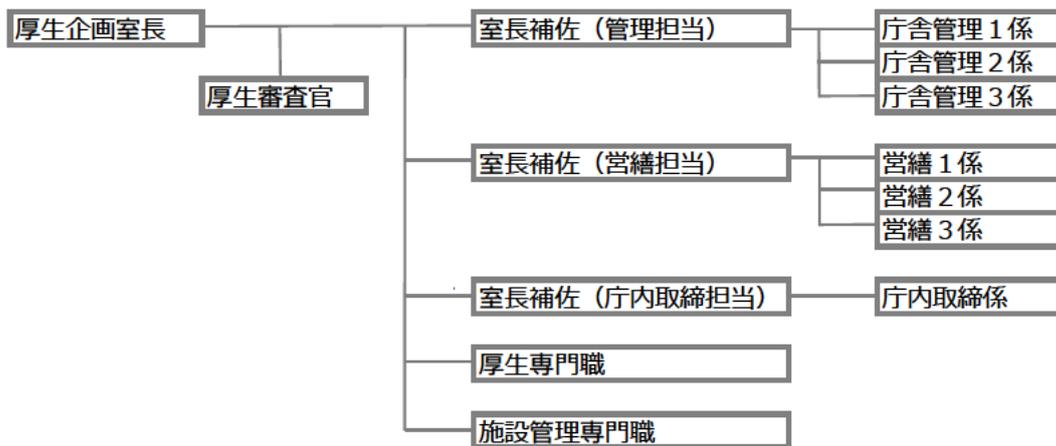
5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



（注記事項）

対象業務については、全て民間事業者に委託しているため、経済産業省では直接実施していない。監督部署である大臣官房会計課厚生企画室の組織図（本事業関係部分のみ抜粋）は以下のとおり。



経済産業省庁舎管理・運営業務区分表

業務内容・細目	現 状		備 考 (作業時期・頻度・条件等)
	主な請負者	主な請負者 以外の業者	
(1) 設備管理業務			
建築・建築設備管理業務	○		仕様書参照
構内植栽管理業務	○		
(2) 清掃業務			
清掃業務	○		仕様書参照
(3) 鉢植木賃貸借			
鉢植木賃貸借業務	○		仕様書参照
(4) 警備業務			
警備保安業務	○		仕様書参照
(5) 電話交換業務			
電話交換取扱業務	○		仕様書参照
(6) 総括管理業務			
総括管理業務	○		仕様書参照

(注記事項)

- ・ 上記(1)～(6)の業務については、一括して1請負事業者(共同事業者)が実施している。